

225ブル型オープン

(本書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

当ファンドのお申込の前に、本書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本保証はありません。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

●当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

●当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引を行われる場合は、原則として以下によります。

- ・お取引にあたっては証券総合口座の開設が必要です。
- ・あらかじめご注文に係る代金の全部をお預けいただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を交付します。

●当ファンドに係る手数料等

以下の手数料、費用の合計額をご負担いただきます。なお、これらの費用については運用状況により変動するため、事前に上限および合計額等を示すことができません。

| | |
|--------|---|
| お申込手数料 | お申込金額に対して、2.1%(税込)を乗じて得た額とします。 |
| その他の費用 | この他、信託報酬等を合計した費用をご負担いただきます。 詳しくは投資信託説明書(目論見書)をご確認ください。 |

●当ファンドの販売会社の概要

| | |
|--------|--|
| 商号等 | トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第 16 号 |
| 本社所在地 | 愛知県名古屋市中区錦二丁目 17 番 21 号 |
| 加入協会 | 日本証券業協会 |
| 設立・資本金 | 設立:平成 12 年 7 月 19 日 資本金:75 億円(平成 20 年 9 月末現在) |
| 連絡先 | コールセンター 0800-500-4300(通話料無料) 営業時間:平日 9:00~18:00(年末年始を除く) 携帯電話、PHS の場合 052-239-2156(有料) |

225ブル型オープン

追加型投信／国内／株式／特殊型(ブル・ベア型)



投資信託説明書(目論見書)
2009年 1月

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

この投資信託説明書（目論見書）の前半部分は、投資信託説明書（交付目論見書）、後半部分は、投資信託説明書（請求目論見書）です。

225ブル型オープン

追加型投信／国内／株式／特殊型(ブル・ベア型)



投資信託説明書(交付目論見書)
2009年 1月

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う 225 プル型オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 12 月 26 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 1 月 11 日にその届出の効力が発生しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
3. 委託会社は、投資信託説明書（請求目論見書）を作成しており、投資家からのご請求により交付いたします。なお、投資家が投資信託説明書（請求目論見書）の交付を取扱い販売会社にご請求された場合には、交付請求された旨をご自身で記録しておいて下さい。なお、記載項目については、第二部【ファンド情報】第 4【ファンドの詳細情報の項目】をご参照下さい。
4. 当ファンドは、主に日経平均株価（225 種）先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ 2 倍程度となることを目指して運用を行いますので、買建てた日経平均株価（225 種）先物の価格の下落、組入れた国内の債券や短期金融商品の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

お問い合わせ先：岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120 - 048 - 214

受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時（半日営業日は正午まで）

ホームページ：<http://www.okasan-am.jp>

【有価証券届出書の表紙記載項目】

有価証券届出書提出日：平成20年12月26日

発行者名：岡三アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名：取締役社長 吉野 俊之

本店の所在の場所：東京都中央区八重洲二丁目8番1号

<届出の対象とした募集>

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

225プル型オープン

募集内国投資信託受益証券の金額

当初自己設定額

1億円を上限とします。

継続申込期間（平成21年1月16日から平成22年4月13日まで）

1兆円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所については、該当事項はありません。

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項（次ページに続きます。）および本投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読み下さい。

記

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に日経平均株価（225種）先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行いますので、買建てた日経平均株価（225種）先物の価格の下落、組入れた国内の債券や短期金融商品の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価指数先物の価格変動リスク」、「信用リスク」などがあります。

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の【投資リスク】をご参照下さい。

当ファンドに係る手数料等について

ご投資家の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

【申込時に直接ご負担いただく費用】

申込手数料

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に2.1%（税抜 2.0%）以内で販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認下さい。

【換金時に直接ご負担いただく費用】

換金（解約）手数料

当ファンドには換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額

当ファンドには信託財産留保額はありません。

【投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用】

信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 0.9135%（税抜 0.87%）の率を乗じて得た額とします。

監査費用

当ファンドの純資産総額に年 0.0105%（税抜 0.01%）の率を乗じて得た額とします。

その他費用

- 有価証券等の売買に係る売買委託手数料
- 投資信託財産に関する租税
- 信託事務の処理に要する諸費用
- 受託会社の立替えた立替金の利息
- 借入金の利息 等

その他費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

当ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の【手数料等及び税金】をご参照下さい。

目 次

| | 頁 |
|--------------------------|----|
| ファンドの基本情報 | 1 |
| 第一部 証券情報 | 12 |
| 第二部 ファンド情報 | 15 |
| 第1 ファンドの状況 | 15 |
| 1 ファンドの性格 | 15 |
| 2 投資方針 | 21 |
| 3 投資リスク | 30 |
| 4 手数料等及び税金 | 32 |
| 5 運用状況 | 36 |
| 6 手続等の概要 | 37 |
| 7 管理及び運営の概要 | 40 |
| 第2 財務ハイライト情報 | 45 |
| 1 貸借対照表 | 45 |
| 2 損益及び剰余金計算書 | 45 |
| 第3 内国投資信託受益証券事務の概要 | 46 |
| 第4 ファンドの詳細情報の項目 | 48 |

< 添付 >

投資信託約款

用語解説

ファンドの基本情報 <ファンドの概要>

| | |
|----------|--|
| ファンド名称 | 225 ブル型オープン |
| 商品分類 | 追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型 (ブル・ベア型) |
| ファンドの目的 | わが国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行います。 |
| 投資対象 | わが国の株価指数先物取引を主要投資対象とします。 |
| 投資リスク | 当ファンドは、主に日経平均株価 (225 種) 先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行いますので、買建てた日経平均株価 (225 種) 先物の価格の下落、組入れた国内の債券や短期金融商品の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。 |
| 信託期間 | 平成 21 年 1 月 16 日から平成 24 年 1 月 13 日まで |
| 信託報酬 | 純資産総額に対して年 0.9135% (税抜 0.87%) |
| 収益分配 | 毎年 1 月 15 日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益等の全額とします。 分配金額は、委託会社が分配対象収益を勘案して決定します。 ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 |
| 運用報告書 | 毎年 1 月 15 日 (休業日の場合は翌営業日) の決算終了後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を交付します。 |
| 基準価額の照会先 | 販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞に略称「ブル 225」として、1 万口当たりで掲載されます。 |

ファンドの基本情報 <ファンドの特色>

1. わが国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行います。
2. 運用にあたっては、株価指数先物取引の買建てを行うとともに、信託金については、主としてコール・ローン等の安定資産で運用を行います。
3. 株価指数先物取引の買建玉の時価総額が、原則として、投資信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整します。
4. 追加設定・一部解約がある場合、追加設定金額と一部解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応します。
5. 投資する株価指数先物取引については、原則として、日経平均株価（225種）先物取引とします。ただし、流動性や、市場情勢の変化等に応じて、わが国の他の株価指数先物取引を利用することもあります。
6. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、株価指数先物取引を純資産総額の2倍程度買建てて運用を行うため、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、株価指数先物価格に変動がない場合でも、ファンドの追加設定・一部解約への対応等で、基準価額が変動する可能性があります。したがって、次ページ以降の<ファンドの留意事項>及び<ファンドのリスク>をご参照いただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

当ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの「およそ2倍程度」となることを目指して運用を行います。2日以上離れた日との比較で、「およそ2倍程度」となることを目指してはおりません。したがって、投資タイミングを慎重にご検討のうえ、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

ファンドの基本情報 <ファンドの留意事項(1)>

1. 当ファンドは、インデックスファンドではありません。

ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの「およそ2倍程度」となることを目指して運用を行います。従って、わが国の株式市場との連動を目指すインデックスファンドではなく、また、わが国の株式市場の値動きに中長期的な期間において2倍程度の連動を目指して運用を行うものでもありません。

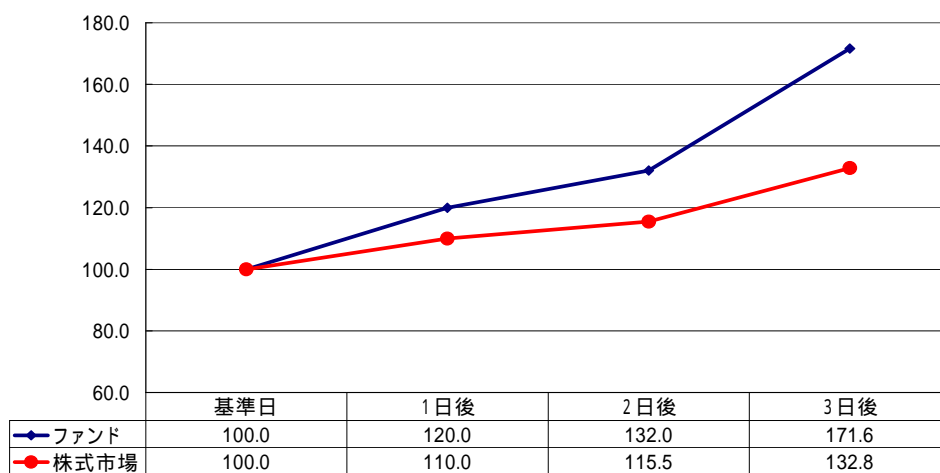
2. 基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「およそ2倍程度」となるのは、1日前と比較した場合です。2日以上離れた日との比較では、基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「およそ2倍程度」とはなりません。

これは、株価指数先物価格の騰落により、純資産総額に対する先物の買建玉の時価総額の比率が変動し、その場合に建玉の調整を行うことなどに起因しています。

以下の3例は、基準日を100として、わが国の株式市場全体の値動きと当ファンドの基準価額の値動きをわかりやすく説明したものです。(実際の値動きを示したものではありません。)

特に、「わが国の株式市場が上昇・下落をしながら推移する場合」においては、3日後の株式市場が基準日と同じ100であるにもかかわらず、ファンドの3日後の基準価額は基準日の100から93.4に下落していることに注意して下さい。

わが国の株式市場が上昇局面の場合

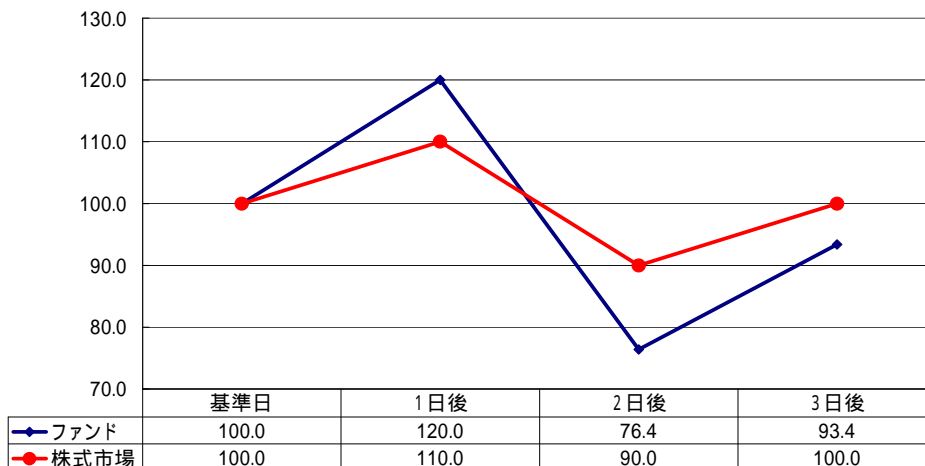


| < 前日との騰落率比較 > | 1日後 | 2日後 | 3日後 |
|---------------|-------|-------|-------|
| (A) ファンド | 20.0% | 10.0% | 30.0% |
| (B) 株式市場 | 10.0% | 5.0% | 15.0% |
| 倍率 (A / B) | 2.0倍 | 2.0倍 | 2.0倍 |

| < 基準日との騰落率比較 > | 1日後 | 2日後 | 3日後 |
|----------------|-------|-------|-------|
| (A) ファンド | 20.0% | 32.0% | 71.6% |
| (B) 株式市場 | 10.0% | 15.5% | 32.8% |
| 倍率 (A / B) | 2.0倍 | 2.1倍 | 2.2倍 |

ファンドの基本情報 <ファンドの留意事項(2)>

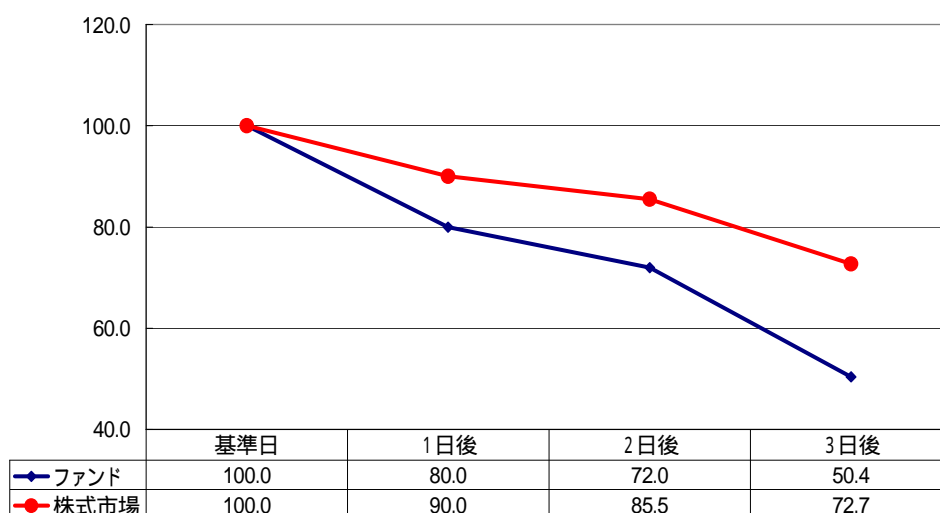
わが国の株式市場が上昇・下落をしながら推移する場合



| < 前日との騰落率比較 > | 1日後 | 2日後 | 3日後 |
|---------------|-------|-------|-------|
| (A) ファンド | 20.0% | 36.4% | 22.2% |
| (B) 株式市場 | 10.0% | 18.2% | 11.1% |
| 倍率 (A / B) | 2.0倍 | 2.0倍 | 2.0倍 |

| < 基準日との騰落率比較 > | 1日後 | 2日後 | 3日後 |
|----------------|-------|-------|------|
| (A) ファンド | 20.0% | 23.6% | 6.6% |
| (B) 株式市場 | 10.0% | 10.0% | 0% |
| 倍率 (A / B) | 2.0倍 | 2.4倍 | - |

わが国の株式市場が下落局面の場合



| < 前日との騰落率比較 > | 1日後 | 2日後 | 3日後 |
|---------------|-------|-------|-------|
| (A) ファンド | 20.0% | 10.0% | 30.0% |
| (B) 株式市場 | 10.0% | 5.0% | 15.0% |
| 倍率 (A / B) | 2.0倍 | 2.0倍 | 2.0倍 |

| < 基準日との騰落率比較 > | 1日後 | 2日後 | 3日後 |
|----------------|-------|-------|-------|
| (A) ファンド | 20.0% | 28.0% | 49.6% |
| (B) 株式市場 | 10.0% | 14.5% | 27.3% |
| 倍率 (A / B) | 2.0倍 | 1.9倍 | 1.8倍 |

ファンドの基本情報 <ファンドの留意事項(3)>

3. 主として、以下の要因により運用目標が達成できない場合があります。

A. 株価指数先物取引の値動きとわが国の株式市場全体の値動きが一致しない場合

ファンドの基準価額は、株価指数先物取引の値動きを反映したものになります。したがって、日経平均株価（225種）先物取引などの株価指数先物取引の値動きと、わが国の株式市場全体の値動きを示す日経平均株価（225種）などの株価指数の値動きが一致しない場合、目標とする投資成果は達成できません。

B. 日々の追加設定・一部解約に対応した株価指数先物取引の約定価格とファンドの評価に使用する終値に差が生じた場合

ファンドは、追加設定・一部解約がある場合、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応を行います。したがって、組入比率の調整の際の株価指数先物取引の約定価格とファンドの評価に使用する終値との価格差が、基準価額に影響を与えることとなります。株価指数先物取引の終値に変化がない場合でも、この価格差が原因で、基準価額が変動する場合があります。

C. 株価指数先物取引の大幅・急激な変動等が原因で、組入比率の調整に必要な株価指数先物取引の取引数量のうち、全部又は一部が取引不成立となった場合

D. 株価指数先物取引の限月交代に対応する際のロール・オーバーコスト

株価指数先物取引のロール・オーバー（短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引へ乗換える。）の際に必要な売買委託手数料や限月間の価格差が、基準価額に影響を与えます。

E. 金利裁定が株価指数先物取引の価格形成に及ぼす影響（キャリーコストの影響）

F. ファンドの純資産総額が小規模になった場合に、株価指数先物取引の最低取引単位が原因で、株価指数先物取引の組入比率をファンドの純資産総額の2倍程度に調整を行うことができなくなった場合

G. 株価指数先物取引の売買委託手数料、ファンドの信託報酬や財務諸表の監査費用などのコストを負担することによる影響

上記以外の要因によっても、運用目標が達成できない可能性があります。

ファンドの基本情報 <ファンドのリスク(1)>

当ファンドは、主に日経平均株価（225種）先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行いますので、買建てた日経平均株価（225種）先物の価格の下落、組入れた国内の債券や短期金融商品の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

株価指数先物の 価格変動リスク

日経平均株価（225種）先物などの株価指数先物の価格は、日経平均株価（225種）などの株価指数の値動き、先物市場の需給等の影響により変動します。
買建てた株価指数先物の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、買建てた株価指数先物の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
買建てた株価指数先物の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。
なお、当ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行うため、日々の基準価額の値動きは、株価指数先物の価格が上昇した場合は当該上昇率の2倍程度の率で上昇し、株価指数先物の価格が下落した場合は当該下落率の2倍程度の率で下落します。

信用リスク

有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化、および有価証券の発行会社の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。
債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

ファンドの基本情報 <ファンドのリスク(2)>

| | |
|------|---|
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none">・ 毎年決算を行い、分配方針に基づいて、収益分配を行う予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。運用実績に応じて分配対象収益は変動するため、収益分配金が減少する可能性や、収益分配を行わない可能性があります。・ 株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき、株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。・ その他の留意事項につきましては、前掲の「ファンドの留意事項」をご参照下さい。 |
|------|---|

ファンドの基本情報 <お申込手続き（１）>

| | |
|-----------|---|
| お申込期間 | 平成 21 年 1 月 16 日から平成 22 年 4 月 13 日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより、平成 23 年 9 月 14 日まで更新する予定です。平成 23 年 9 月 15 日以降の取得申込みは受けません。 |
| お申込受付日 | 申込期間における販売会社の営業日（委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。 |
| お申込受付時間 | 原則として、午後 2 時 30 分（年末年始など金融商品取引所が半休日の場合は、午前 10 時 30 分）までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。 |
| 受付の中止及び取消 | 委託会社は、以下の場合において、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。 a わが国の取引所における日経平均株価（225 種）先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。 b わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価（225 種）先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価（225 種）先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 c 上記に掲げる場合以外で、やむを得ない事情があるとき。 |
| お申込単位 | 1 万口以上 1 万口単位 |
| お申込価額 | 取得申込日の基準価額 |
| お申込手数料 | 申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額 |

ファンドの基本情報 <お申込手続き(2)>

| | |
|------|--|
| 払込期日 | 取得申込日から起算して4営業日以内とします。 販売会社が別に定める期日がある場合は、当該期日までとします。 |
|------|--|

ファンドの基本情報 <ご換金手続き>

| | |
|------------|--|
| ご換金受付日 | ファンドの設定日以降、販売会社の営業日（委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。 |
| ご換金受付時間 | 原則として、午後 2 時 30 分（年末年始など金融商品取引所が半休日の場合は、午前 10 時 30 分）までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。 |
| 受付の中止及び取消 | <p>委託会社は、以下の場合において、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> a わが国の取引所における日経平均株価（225 種）先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。 b わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価（225 種）先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価（225 種）先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 c 上記に掲げる場合以外で、やむを得ない事情があるとき。 |
| ご解約単位 | 1 万口単位 |
| ご解約価額 | 解約請求受付日の基準価額 |
| ご解約手数料 | ありません。 |
| 解約代金の支払開始日 | 解約請求受付日から起算して、原則として、4 営業日目から販売会社を通じてお支払いします。 |
| 買取請求の取扱い | 買取請求による換金を希望される受益者は、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。 |

ファンドの基本情報 <費用と税金>

受益者に、お申込み時からご換金（解約）時または償還時までには、直接または間接に、ご負担していただく主な費用・税金は以下のとおりです。
詳しくは、本文の各項目をご参照下さい。

| 時 期 | 費用・税金 | 内 容 | |
|------------------|---------|--|---|
| 直 接 負 担 | お申込時 | お申込手数料 申込金額の 2.1%（税抜 2.0%）以内 | |
| | 収益分配時 | 所得税・地方税 普通分配金に対し 20%（注） 平成 21 年・平成 22 年は特例措置 があります。 | |
| | ご解約時 | ご解約手数料 | ありません。 |
| | | 信託財産留保額 | ありません。 |
| | | 所得税・地方税 | 解約差益の 20%（注） 平成 21 年・平成 22 年は特例措置 があります。 |
| 償還時 | 所得税・地方税 | 償還差益の 20%（注） 平成 21 年・平成 22 年は特例措置 があります。 | |
| 間 接 負 担 | 保有時 | 信託報酬 | 純資産総額に対し 年 0.9135%（税抜 0.87%） |
| | | 売買委託手数料 | 有価証券等の売買に係る 売買委託手数料 |
| | | 監査費用 | 純資産総額に対し 年 0.0105%（税抜 0.01%） |
| | | その他費用 | 投資信託財産に関する租税、信託 事務の処理に要する諸費用、受託 会社の立替えた立替金の利息、借 入金の利息等 |

(注) 上記の収益分配時、解約時、償還時の税金及び内容につきましては、個人受益者に対するものです。個人受益者に対する税金及び内容の詳細、法人受益者に対する税金及び内容につきましては、本文中の第二部【ファンド情報】第 1【ファンドの状況】4【手数料等及び税金】(5)【課税上の取扱い】をご覧ください。なお、平成 20 年 11 月 28 日現在の税法に基づくものであり、税法の改正により変更される場合があります。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

225ブル型オープン

(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の(11) [振替機関に関する事項] に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定に係る発行価額の総額

1億円を上限とします。

継続申込期間

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

当初自己設定に係る発行価格

1口当たり1円です。

継続申込期間

1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

(5) 【申込手数料】

当初自己設定に係る申込手数料

当初自己設定に係る申込手数料はありません。

継続申込期間

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

(6) 【申込単位】

1万口以上1万口単位

(7) 【申込期間】

継続申込期間

平成21年1月16日から平成22年4月13日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより平成23年9月14日まで更新する予定です。平成23年9月15日以降の取得申込みは受け付けません。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

(9) 【払込期日】

継続申込期間

取得申込日から起算して4営業日以内に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託会社である住友信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の(11) [振替機関に関する事項] に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の(11) [振替機関に関する事項] に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他のお申込手続

その他のお申込手続につきましては、第二部[ファンド情報]第1[ファンドの状況]6[手続等の概要]をご参照いただくか、販売会社にお問い合わせ下さい。

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信/国内/株式/特殊型(ブル・ベア型)」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下ようになります。

ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧下さい。

商品分類

ファンドの商品分類は、「追加型投信/国内/株式/特殊型(ブル・ベア型)」です。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 補足分類 |
|--------------|------------|----------------------|--------------|
| 単位型投信 | 国 内 | 株 式 債 券 | インデックス型 |
| 追加型投信 | 海 外 | 不動産投信 | 特 殊 型 |
| | 内 外 | その他資産 () 資産複合 | |

商品分類の定義

| 該当分類 | 分類の定義 |
|-------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 国 内 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 株 式 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 特 殊 型 | 目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

属性区分

ファンドの属性区分

| | |
|--------|-----------------|
| 投資対象資産 | その他資産(株価指数先物取引) |
| 決算頻度 | 年1回 |
| 投資対象地域 | 日本 |
| 特殊型 | ブル・ベア型 |

ファンドは、わが国の株価指数先物取引を積極的に活用して運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産(株価指数先物取引)」となり、商品分類における投資対象資産(収益の源泉)である「株式」とは分類・区分が異なります。

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

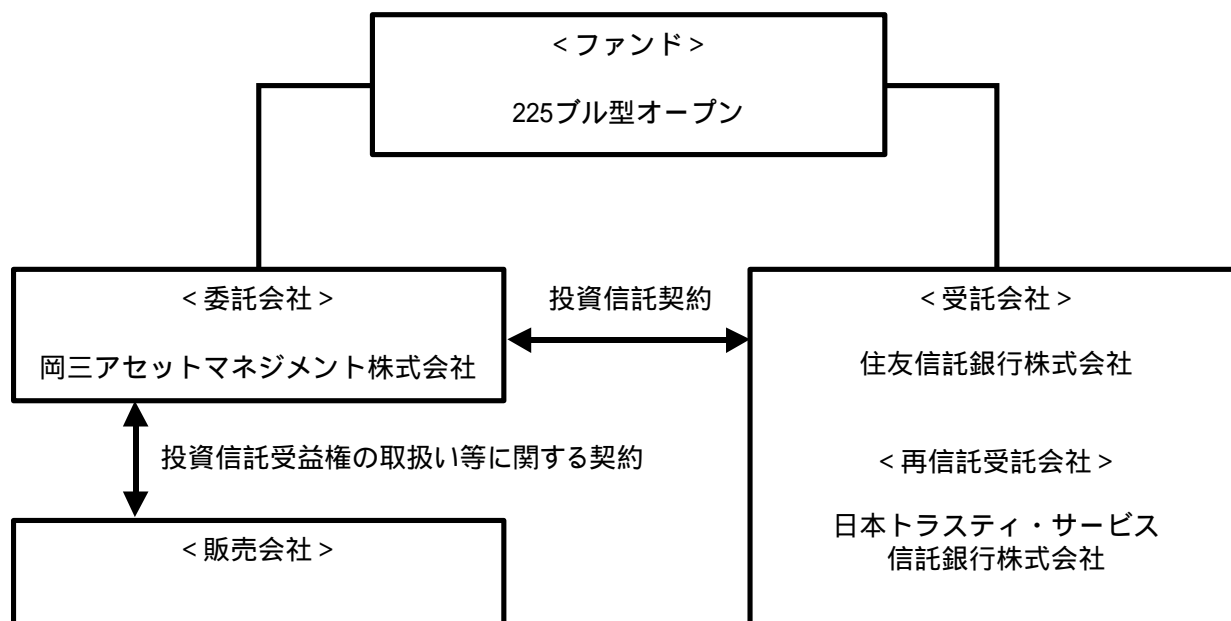
| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 特殊型 |
|-----------------------------|------------|-------------|-----------------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | |
| 一般 | | | |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | ブル・ベア型 |
| 中小型株 | 年4回 | 北米 | |
| 債券 | | | |
| 一般 | 年6回 | 欧州 | 条件付運用型 |
| 公債 | (隔月) | アジア | |
| 社債 | 年12回 | オセアニア | ロング・ショート型/ 絶対収益追求型 |
| その他債券 | (毎月) | 中南米 | |
| クレジット属性 () | 日々 | アフリカ | |
| 不動産投信 | その他 () | 中近東 (中東) | その他 () |
| その他資産 (株価指数先物取引) | | エマージング | |
| 資産複合 () | | | |
| 資産配分固定型 | | | |
| 資産配分変更型 | | | |

属性区分の定義

| 該当区分 | 区分の定義 |
|---------------------|---|
| その他資産 (株価指数先物取引) | 目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、株価指数先物取引です。 |
| 年1回 | 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 日本 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| ブル・ベア型 | 目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 |

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人とその役割



| 関係法人 | 役割 |
|---------|---|
| 委託会社 | 岡三アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。 |
| 受託会社 | 住友信託銀行株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。 |
| 再信託受託会社 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。 |
| 販売会社 | 委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。 |

委託会社の概況

資本金（平成20年11月28日現在）
10億円

委託会社の沿革

昭和 39 年 10 月 6 日 「日本投信委託株式会社」設立
 昭和 62 年 6 月 27 日 第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
 平成 2 年 6 月 30 日 第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
 平成 20 年 4 月 1 日 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三ア
 セットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況（平成20年11月28日現在）

| 名 称 | 住 所 | 持株数 | 持株比率 |
|-----------------|-------------------|----------|--------|
| 岡三興業株式会社 | 東京都中央区日本橋小網町9番9号 | 253,400株 | 30.71% |
| 株式会社岡三証券グループ | 東京都中央区日本橋1丁目17番6号 | 163,250株 | 19.78% |
| 株式会社りそな銀行 | 大阪市中央区備後町2丁目2番1号 | 41,150株 | 4.99% |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 | 41,150株 | 4.99% |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 | 41,149株 | 4.99% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行います。

運用方法

a 投資対象

わが国の株価指数先物取引を主要投資対象とします。

b 投資態度

- イ．わが国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ 2 倍程度となることを目指して運用を行います。
- ロ．運用にあたっては、株価指数先物取引の買建てを行うとともに、信託金については、主としてコール・ローン等の安定資産で運用を行います。
- ハ．株価指数先物取引の買建玉の時価総額が、原則として、投資信託財産の純資産総額の 2 倍程度になるように調整を行います。
- ニ．追加設定・一部解約がある場合、追加設定金額と一部解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応します。
- ホ．投資する株価指数先物取引については、原則として、日経平均株価（225種）先物取引とします。ただし、流動性や、市場情勢の変化等に応じて、わが国の他の株価指数先物取引を利用することもあります。
- ヘ．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引に限ります。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

運用の指図範囲

- a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

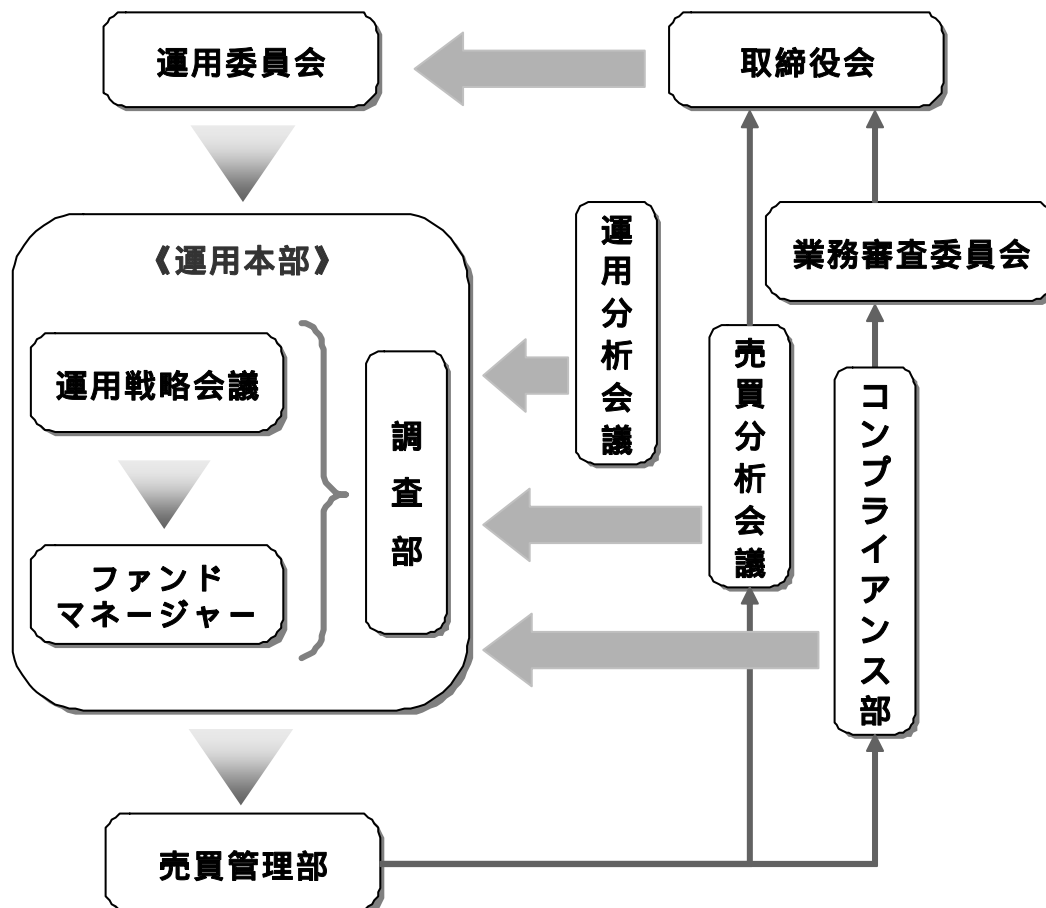
 - イ．株券または新株引受権証券
 - ロ．国債証券
 - ハ．地方債証券
 - ニ．特別の法律により法人の発行する債券
 - ホ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - ヘ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - ト．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - チ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - リ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - ヌ．コマーシャル・ペーパー
 - ル．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - ヲ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ．からル．までの証券または証書の性質を有するもの
 - ワ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号

- で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
- カ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - コ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - ク．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - ケ．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - コ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - ク．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - ケ．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - コ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - ク．外国の者に対する権利でナ.の有価証券の性質を有するもの
- b 金融商品
- 委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- イ．預金
 - ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - ハ．コール・ローン
 - ニ．手形割引市場において売買される手形
 - ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - ヘ．外国の者に対する権利でホ.の権利の性質を有するもの
- c 特別な場合の運用指図
- ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

当ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



| 会議名または部署名 | 役割 | 人員 |
|-------------------|---|-----|
| 運用委員会 (月1回開催) | 運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。 また、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。 | 18名 |
| 運用戦略会議 (月1回開催) | ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。 | 36名 |
| システム・オルタナティブ運用部 | ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書を作成のうえ、所属長および運用担当の承認を受けます。 ファンドマネージャーは、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。 | 6名 |

| 会議名または部署名 | 役割 | 人員 |
|----------------------|---|-----|
| 調査部 | 国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。また、有価証券の発行体の信用リスクに関する情報の収集と調査を行います。 | 4名 |
| 運用分析会議 (月1回開催) | 運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。 | 16名 |
| 売買分析会議 (月1回開催) | 運用リスク管理の適正性に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、売買管理部とコンプライアンス部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。売買管理部、コンプライアンス部、運用本部所属の役職員より構成され、議長は会議の結果を取締役会へ報告します。 | 16名 |
| 業務審査委員会 (原則月1回開催) | 運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員会は取締役を委員とし、コンプライアンス部長を事務局として構成され、委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。 | 7名 |
| コンプライアンス部 | 「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。コンプライアンス部は、発注後の検証として、主として法令及び投資信託約款に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。 | 4名 |
| 売買管理部 | 有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。売買管理部は、発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。 | 6名 |

社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・運用実施に関する内規
- ・有価証券関連デリバティブ取引に関する内規
- ・短期金融商品の投資に関する内規

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、平成20年11月28日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象収益の範囲
繰越分を含めた経費控除後の配当等収益等の全額とします。
- 分配対象収益についての分配方針
分配金額は、委託会社が分配対象収益を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用方針
分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
- 分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

(5) 【投資制限】

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

投資する株式等の範囲

- a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b 上記aの規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b 上記aの信用取引の指図は、イ.からへ.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつイ.からへ.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ. 株式分割により取得する株券
 - ハ. 有償増資により取得する株券
 - ニ. 売出しにより取得する株券
 - ホ. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - ヘ. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ.のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- a 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- b 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と

認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記 a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

当ファンドは、主に日経平均株価（225種）先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行いますので、買建てた日経平均株価（225種）先物の価格の下落、組入れた国内の債券や短期金融商品の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(1) [投資リスク]

株価指数先物の価格変動リスク

日経平均株価（225種）先物などの株価指数先物の価格は、日経平均株価（225種）などの株価指数の値動き、先物市場の需給等の影響により変動します。

買建てた株価指数先物の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、買建てた株価指数先物の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

買建てた株価指数先物の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

なお、当ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行うため、日々の基準価額の値動きは、株価指数先物の価格が上昇した場合は当該上昇率の2倍程度の率で上昇し、株価指数先物の価格が下落した場合は当該下落率の2倍程度の率で下落します。

信用リスク

有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化、および有価証券の発行会社の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。

このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

(2) [留意事項]

- a 毎年決算を行い、分配方針に基づいて、収益分配を行う予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。運用実績に応じて分配対象収益は変動するため、収益分配金が減少する可能性や、収益分配を行わない可能性があります。
- b 株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき、株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。
- c その他の留意事項につきましては、前掲の「ファンドの留意事項」をご参照下さい。

(3) [投資リスクに対する管理体制]

- a 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- b 売買管理部及びコンプライアンス部は、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

売買管理部及びコンプライアンス部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の指図に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、売買管理部が運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、主として法令及び投資信託約款に関する事項についてはコンプライアンス部が、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項については売買管理部が、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- c 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

第一部 証券情報(5) 申込手数料をご参照下さい。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の91.35(税抜87)の率を乗じて得た金額です。

基準価額が年間を通して10,000円(10,000口当たり)だった場合、10,000口当たりの信託報酬は年間91.35円(税抜87円)になります。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

| | | | |
|---------|-----------|-------|--------|
| 信託報酬の総額 | 年10,000分の | 91.35 | (税抜87) |
| 内 委託会社 | 年10,000分の | 42.00 | (税抜40) |
| 内 販売会社 | 年10,000分の | 42.00 | (税抜40) |
| 内 受託会社 | 年10,000分の | 7.35 | (税抜7) |

信託報酬の支払時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、株価指数先物取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の1.05(税抜1.0)の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの解約に伴う支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金であり、特別分配金は課税されません。

a 個人受益者の場合

普通分配金は配当所得となり、原則として、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

源泉徴収税率の特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（平成21年と平成22年の2年間）については、源泉徴収税率は10%（所得税7%、地方税3%）となります。

この場合、上場株式等の配当等（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除きます。）の配当所得の合計額が100万円を超える場合には、その超える年分について確定申告が必要となります。

申告分離課税の税率は20%（所得税15%、地方税5%）ですが、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（平成21年と平成22年の2年間）については、その年分の配当所得の合計額のうち100万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。

b 法人受益者の場合

<平成21年3月31日以前>

普通分配金は、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

<平成21年4月1日以降>

普通分配金は、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

償還差益及び解約差益に対する課税

a 個人受益者の場合

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は譲渡所得となり、原則として、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（平成21年と平成22年の2年間）については、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、500万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。

源泉徴収選択口座における源泉徴収税率は20%（所得税15%、地方税5%）ですが、特例として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（平成21年と平成22年の2年間）については、源泉徴収選択口座における源泉徴収税率は10%（所得税7%、地方税3%）となります。

この場合において、源泉徴収選択口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収選択口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える場合には、その超える年分について、確定申告の必要があります。

b 法人受益者の場合

<平成21年3月31日以前>

償還時及び解約時の個別元本超過額は、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

<平成21年4月1日以降>

償還時及び解約時の個別元本超過額は、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

普通分配金、特別分配金とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回

る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。特別分配金は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、特別分配金を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から特別分配金を控除した額となります。

その他

- ・ 法人受益者については、益金不算入制度の適用はありません。税務署等でご確認いただくことをおすすめいたします。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は平成 20 年 11 月 28 日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

当ファンドは、有価証券届出書提出日（平成20年12月26日）現在、記載すべき事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

< 取得申込手続の概要 >

取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

なお、申込期間は有価証券届出書を提出することにより平成23年9月14日まで更新する予定です。ただし、平成23年9月15日以降の取得申込みは受け付けません。

取得申込受付時間

原則として、午後2時30分（金融商品取引所が半休日の場合は、午前10時30分）までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。
- ・ 「発行価格」、「申込手数料」、「申込単位」、「払込期日」、「払込取扱場所」につきましては、第一部[証券情報]をご参照下さい。

取得申込みの受付の中止及び取消

委託会社は、以下の場合において、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

- a わが国の取引所における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。
- b わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- c 上記に掲げる場合以外でやむを得ない事情があるとき。

< 換金（解約）手続の概要 >

換金申込受付日

受益者は、ファンドの設定日以降、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

換金申込受付時間

原則として、午後2時30分（金融商品取引所が半休日の場合は、午前10時30分）までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、1万口単位をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

解約請求の受付の中止及び取消

委託会社は、以下の場合において、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。

- a わが国の取引所における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。
- b わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- c 上記に掲げる場合以外でやむを得ない事情があるとき。

解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取請求制による換金手続

買取請求による換金を希望される受益者は、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

7【管理及び運営の概要】

< 資産の評価 >

基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は償却原価法で評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

株価指数先物取引の評価

株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

基準価額に関する照会方法等

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に略称「ブル225」として、1万口当たりで掲載されます。なお、掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

< 信託期間 >

信託期間は、平成21年1月16日から平成24年1月13日までとします。

ただし、後述の< その他 > 投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

< 計算期間 >

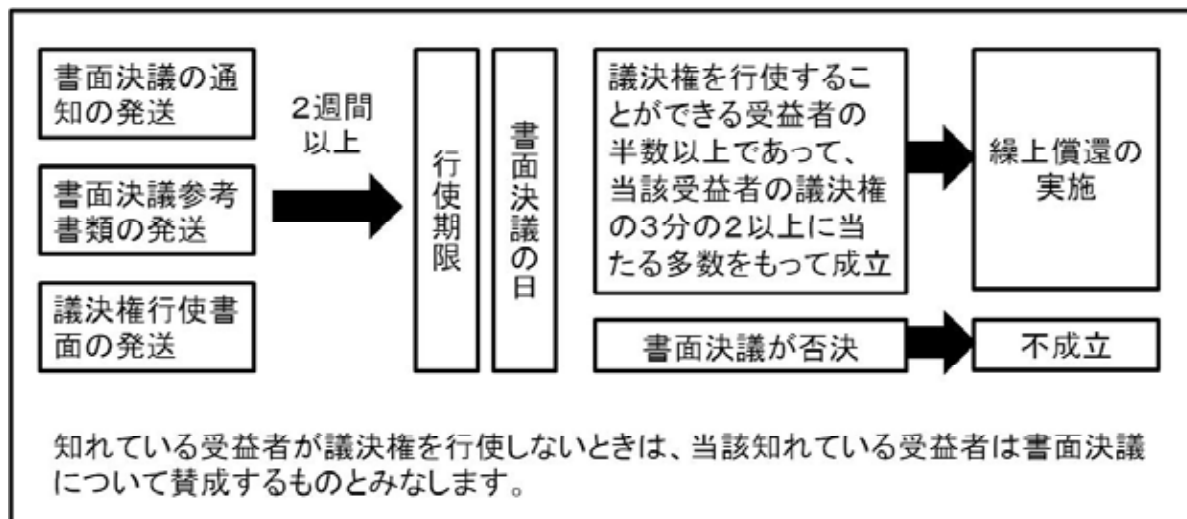
計算期間は、毎年1月16日から翌年1月15日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

< その他 >

投資信託契約の解約（繰上償還）

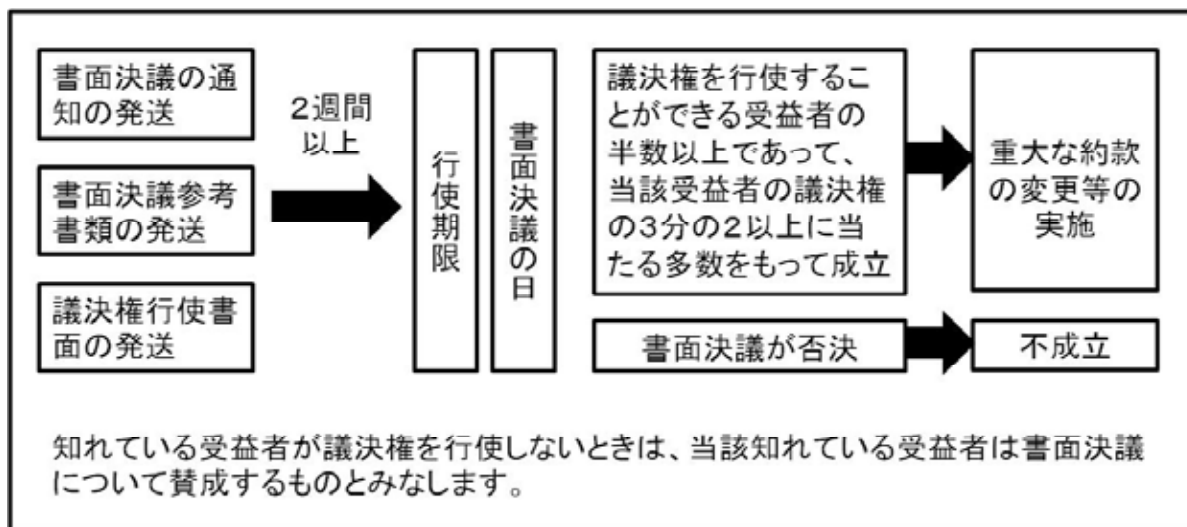
- 委託会社は、受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合には、原則として、以下の手続きに従い書面決議を行います。



- 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更する場合があります。また、他の委託者指図型投資信託との併合を行う場合があります。投資信託約款の変更の内容が重大な場合や併合を行う場合には、原則として、以下の手続きに従い書面決議を行います。



- 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記の書面決議を行います。
- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けた場合、解散した場合、業務を廃止した場合において、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、上記の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の書面決議を行い、新受託会社を選任します。

反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等（併合を含みます。）を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年1月16日から翌年1月15日までとします。）終了後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、所定の事務を委託します。

関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社と販売会社との間の受益権の募集の取扱い等を規定した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約又は投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

< 受益者の権利等 >

ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

収益分配金に対する請求権

- ・ 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ・ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

償還金に対する請求権

- ・ 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ・ 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- ・ 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。権利行使の方法等については、前述の6 [手続等の概要] <換金（解約）手続の概要>をご参照下さい。

書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

ファンドは有価証券届出書提出日（平成 20 年 12 月 26 日）現在、資産を有しておりませんので該当事項はありません。

ファンドの投資信託財産に係る財務諸表の作成は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）の定めるところによります。

ファンドの財務諸表の監査は、東陽監査法人により行われ、監査証明を受けます。

1【貸借対照表】

該当事項はありません。

2【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

受益者等に対する特典

該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

金融商品取引法第13条の規定に基づく詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）に記載している項目は次のとおりです。

投資信託説明書（請求目論見書）は、取扱販売会社にご請求いただければ、当該取扱販売会社を通じて交付いたします。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - （1）資産の評価
 - （2）保管
 - （3）信託期間
 - （4）計算期間
 - （5）その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益及び剰余金計算書
 - （3）注記表
 - （4）附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

投資信託約款

225 ブル型オープン

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きのおよそ 2 倍程度となることを目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株価指数先物取引を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きのおよそ 2 倍程度となることを目指して運用を行います。

運用にあたっては、株価指数先物取引の買建てを行うとともに、信託金については、主としてコール・ローン等の安定資産で運用を行います。

株価指数先物取引の買建玉の時価総額が、原則として、投資信託財産の純資産総額の 2 倍程度になるように調整を行います。

追加設定・一部解約がある場合、追加設定金額と一部解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応します。

投資する株価指数先物取引については、原則として、日経平均株価（225 種）先物取引とします。ただし、流動性や、市場情勢の変化等に応じて、わが国の他の株価指数先物取引を利用することもあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

3. 収益分配方針

毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配対象収益を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 225 プル型オープン 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、平成21年1月16日から平成24年1月13日まで、または第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項、および第47条第2項の規定による信託期間の終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初の受益者は委託者とし、追加信託当初の受益者は委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、午後 2 時 30 分（ただし、わが国の取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）が半休日の場合は、午前 10 時 30 分とします。）までに取得の申込を行った取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって、取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社は、平成 23 年 9 月 15 日以降の取得の申込に応ずることはできないものとします。

前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結当初の受益者として委託者が取得する受益権の価額は、1 口につき 1 円とします。

前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

1. わが国の取引所における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。
2. わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
3. 前各号に掲げる場合以外でやむを得ない事情があるとき。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第25条まで、第29条から第31条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第25条まで、第29条から第31条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図、目的および指図範囲)

第21条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行う

ことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 22 条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の指図、目的および指図範囲）

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の指図、目的および指図範囲）

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額

が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務

2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 27 条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 31 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 33 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 34 条 この信託の計算期間は、原則として、毎年1月16日から翌年1月15日までとします。

前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始ま

るものとし、ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とし、

(投資信託財産に関する報告等)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととし、

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとし、

(信託事務の諸費用および監査に要する費用)

第36条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息(以下、「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の87の率を乗じて得た額とし、

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第38条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日までに、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第40条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第42条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第40条第3項に規

定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 40 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、第 42 条第 2 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 4 営業日目から、当該受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとしてします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。)に応じて計算されるものとしてします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 41 条 受益者が、収益分配金については第 40 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 40 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

第 42 条 委託者は、自己に帰属する受益権について、最初に追加信託が行われた日以降、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断し次第、すみやかに一部解約の実行を行うものとしてします。

受益者(投資信託契約締結当初の受益者としての委託者を除きます。以下、この条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社の定める一部解約の単位をもって、午後 2 時 30 分(ただし、わが国の取引所が半休日の場合は、午前 10 時 30 分としてします。)まで、一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第 1 項および前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

前各項にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者は、第 2 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができるものとします。

1. わが国の取引所における日経平均株価（225 種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。
2. わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価（225 種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価（225 種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
3. 前各号に掲げる場合以外でやむを得ない事情があるとき。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（投資信託契約の解約）

第 43 条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 48 条

の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 46 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 48 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場

合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第 49 条 第 43 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 43 条第 2 項または前条第 2 項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 50 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第 51 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 52 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 53 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第 1 条 第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 21 年 1 月 16 日

委 託 者 東京都中央区八重洲二丁目 8 番 1 号
岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
住友信託銀行株式会社

用語解説

単位型

単位型とは、投資信託の分類方法の一つで投資信託を設定した後、新規資金が追加されない投資信託のことをいいます。購入は、投資信託設定前の募集期間に限られます。

追加型

追加型とは、投資信託の分類方法の一つで投資信託を設定した後も新規資金の追加が可能な投資信託のことをいいます。

株式投資信託

信託約款上、株式を組入れることのできるファンドを株式投資信託といいます。通常、株式を主要投資対象とするファンドのことをいいますが、株式を投資対象としないファンドでも株式投資信託としているファンドもあります。

公社債投資信託

信託約款上、あらかじめ定められている公社債等のみに投資するファンドを公社債投資信託といいます。

投資信託約款

ファンドの運営・管理の基本となる規約を定めたものです。委託会社と受託会社は、信託約款に基づいて信託契約を締結します。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、所定の手続きにより信託約款の内容を変更することができます。

投資信託説明書（交付目論見書）

投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書であり、委託会社が作成し、ファンドの募集（販売）に際して、販売会社を通じて、投資家に対してあらかじめ又は同時に交付します。投資信託説明書（交付目論見書）には、ファンドの募集要項、性格、投資方針、リスク等を記載しております。

投資信託説明書（請求目論見書）

投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書であり、委託会社が作成し、販売会社を通じて、投資家からの請求により交付します。投資信託説明書（請求目論見書）には、ファンドの詳細情報を記載しております。

受益者

ファンドを保有している投資家のことです。

受益権

ファンドの受益権は均等に分割され、受益者は、受益権の口数に応じて均等の権利を有しています。

基準価額

基準価額とは、計算日における信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法で評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

信託報酬

信託報酬とは、ファンドの運用指図や管理にかかる対価として、信託財産中から委託会社及び受託会社に支払われる費用のことです。販売会社は、収益分配金や償還金等の支払事務等に対する報酬として委託会社が受け取る信託報酬の一部を代行手数料として受け取ります。

個別元本

個別元本とは、追加型投資信託における受益者毎の信託時の価額等（原則として、取得時の価額のことを指し、申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本にあたるものです。なお、複数回取得した場合は、追加取得のつど取得口数に応じて加重平均されます。

解約請求

ファンドの換金方法の一つです。受益者が保有しているファンドを、信託契約の一部を解約することにより換金する方法をいいます。信託契約の一部解約の請求（解約請求）は、ファンドの取得申込みを行った販売会社を通じて委託会社に対して行います。この場合における換金価格は、解約価額になります。

解約価額

解約価額とは、解約請求による換金の場合の換金価格のことです。解約価額は、基準価額から信託財産留保額を控除した価額になります。なお、信託財産留保額がないファンドもあります。

買取請求

ファンドの換金方法の一つです。受益者が保有しているファンドを、取得申込みを行った販売会社に買い取ってもらうことにより換金する方法をいいます。この場合における換金価格は、買取価額になります。

信託財産留保額

信託財産留保額とは、引き続き投資を続ける受益者と途中で解約する受益者との公平性の確保及び信託財産の安定的な推移を図るため、解約時に基準価額から控除される一定の金額をいい、信託財産中に留保されます。留保された信託財産留保額は、運用資金の一部となります。

運用報告書

運用報告書とは、投資信託及び投資法人に関する法律等に基づき、毎決算後または特定期間終了後及び償還後に、計算期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を受益者に説明するために委託会社が作成する報告書です。運用報告書は、販売会社を通じて、受益者に交付いたします。



岡三アセットマネジメント

225ブル型オープン

追加型投信／国内／株式／特殊型(ブル・ベア型)



投資信託説明書(請求目論見書)
2009年 1月

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 225 プル型オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 12 月 26 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 1 月 11 日にその届出の効力が発生しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 3 項の規定に基づき投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 当ファンドは、主に日経平均株価（225 種）先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ 2 倍程度となることを目指して運用を行いますので、買建てた日経平均株価（225 種）先物の価格の下落、組入れた国内の債券や短期金融商品の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

お問い合わせ先：岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120 - 048 - 214

受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時（半日営業日は正午まで）

ホームページ：<http://www.okasan-am.jp>

【有価証券届出書の表紙記載項目】

有価証券届出書提出日：平成20年12月26日

発行者名：岡三アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名：取締役社長 吉野 俊之

本店の所在の場所：東京都中央区八重洲二丁目8番1号

<届出の対象とした募集>

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

225プル型オープン

募集内国投資信託受益証券の金額

当初自己設定額

1億円を上限とします。

継続申込期間（平成21年1月16日から平成22年4月13日まで）

1兆円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所については、該当事項はありません。

目 次

| | 頁 |
|----------------------|----|
| 第1 ファンドの沿革 | 1 |
| 第2 手続等 | 1 |
| 1 申込（販売）手続等 | 1 |
| 2 換金（解約）手続等 | 3 |
| 第3 管理及び運営 | 5 |
| 1 資産管理等の概要 | 5 |
| (1) 資産の評価 | 5 |
| (2) 保管 | 5 |
| (3) 信託期間 | 5 |
| (4) 計算期間 | 5 |
| (5) その他 | 6 |
| 2 受益者の権利等 | 9 |
| 第4 ファンドの経理状況 | 10 |
| 1 財務諸表 | 10 |
| (1) 貸借対照表 | 10 |
| (2) 損益及び剰余金計算書 | 10 |
| (3) 注記表 | 10 |
| (4) 附属明細表 | 10 |
| 2 ファンドの現況 | 10 |
| 純資産額計算書 | |
| 第5 設定及び解約の実績 | 10 |

第1【ファンドの沿革】

平成21年1月16日 投資信託契約締結、設定、運用開始（予定）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

なお、申込期間は有価証券届出書を提出することにより平成23年9月14日まで更新する予定です。ただし、平成23年9月15日以降の取得申込みは受付けません。

取得申込受付時間

原則として、午後2時30分（金融商品取引所が半休日の場合は、午前10時30分）までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、投資信託契約締結により生じた受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 申込単位は、1万口以上1万口単位です。
- 当初自己設定に係る発行価格は、1口当たり1円とし、継続申込期間における1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。
基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。
岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>
- 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額です。
- 申込手数料は、申込金額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、当初自己設定に係る申込手数料はありません。

なお、償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

- ・ 申込代金は、取得申込みを取扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

- ・ 申込代金の払込期日は、取得申込日から起算して4営業日以内とします。なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

取得申込みの受付の中止及び取消

委託会社は、以下の場合において、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

- a わが国の取引所における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この信託が投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。
- b わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この信託が投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価（225種）先物取引およびその他この信託が投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- c 上記に掲げる場合以外でやむを得ない事情があるとき。

2【換金（解約）手続等】

換金申込受付日

受益者は、ファンドの設定日以降、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

換金申込受付時間

原則として、午後2時30分（金融商品取引所が半休日の場合は、午前10時30分）までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、1万口単位をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

解約請求の受付の中止及び取消

委託会社は、以下の場合において、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。

- a わが国の取引所における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。
- b わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- c 上記に掲げる場合以外でやむを得ない事情があるとき。

解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取請求制による換金手続

買取請求による換金を希望される受益者は、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は償却原価法で評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

株価指数先物取引の評価

株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

基準価額に関する照会方法等

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に略称「ブル225」として、1万口当たりで掲載されます。なお、掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成21年1月16日から平成24年1月13日までとします。

ただし、後述の(5)[その他]投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年1月16日から翌年1月15日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行することができることができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行

うことはできません。

反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年1月16日から翌年1月15日までとします。）終了後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が必要と認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

2【受益者の権利等】

ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

収益分配金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

償還金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。権利行使の方法等については、前述の第2【手続等】2【換金（解約）手続等】をご参照下さい。

書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

ファンドは有価証券届出書提出日（平成 20 年 12 月 26 日）現在、資産を有しておりませんので該当事項はありません。

ファンドの投資信託財産に係る財務諸表の作成は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）の定めるところによります。

ファンドの財務諸表の監査は、東陽監査法人により行われ、監査証明を受けます。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第5【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。



 **岡三アセットマネジメント**

2 2 5 ブル型オープン

追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（ブル・ベア型）

投資信託説明書（目論見書）

訂正事項分

2009年3月

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

岡三アセットマネジメント株式会社

この投資信託説明書（目論見書）訂正事項分の前半部分は、投資信託説明書（交付目論見書）訂正事項分、後半部分は、投資信託説明書（請求目論見書）訂正事項分です。

2 2 5 ブル型オープン

追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（ブル・ベア型）

投資信託説明書（交付目論見書）

訂正事項分

2009年3月

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

岡三アセットマネジメント株式会社

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う 225 プル型オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 12 月 26 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 1 月 11 日にその届出の効力が発生しております。
また、金融商品取引法第 7 条の規定に基づき、有価証券届出書の訂正届出書を平成 21 年 3 月 2 日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
3. 委託会社は、投資信託説明書（請求目論見書）を作成しており、投資家からのご請求により交付いたします。なお、投資家が投資信託説明書（請求目論見書）の交付を取扱い販売会社にご請求された場合には、交付請求された旨をご自身で記録しておいて下さい。なお、記載項目については、第二部【ファンド情報】第 4【ファンドの詳細情報の項目】をご参照下さい。
4. 当ファンドは、主に日経平均株価（225 種）先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ 2 倍程度となることを目指して運用を行いますので、買建てた日経平均株価（225 種）先物の価格の下落、組入れた国内の債券や短期金融商品の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

お問い合わせ先：岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120 - 048 - 214

受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時（半日営業日は正午まで）

ホームページ：<http://www.okasan-am.jp>

【有価証券届出書の表紙記載項目】

有価証券届出書提出日：平成20年12月26日

平成21年3月2日訂正届出

発行者名：岡三アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名：取締役社長 吉野 俊之

本店の所在の場所：東京都中央区八重洲二丁目8番1号

<届出の対象とした募集>

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

225プル型オープン

募集内国投資信託受益証券の金額

当初自己設定額

1億円を上限とします。

継続申込期間（平成21年1月16日から平成22年4月13日まで）

1兆円を上限とします。

有価証券届出書の写し及び有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所については、該当事項はありません。

1．投資信託説明書（交付目論見書）の一部訂正理由

平成 20 年 12 月 26 日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報に訂正するため、またその他の情報について訂正すべき事項がありますので、委託会社は、有価証券届出書の訂正届出書を、平成 21 年 3 月 2 日に、関東財務局長に提出しております。これに伴い投資信託説明書（交付目論見書）の記載内容の一部について訂正を行うものです。

2．訂正の内容

有価証券届出書の訂正届出書の提出により、下記の各項目が更新・訂正されます。

| |
|------------------------------------|
| ファンドの基本情報 <お申込手続き(1)> |
|------------------------------------|

[更新・訂正後]

| | |
|---------------|---|
| お申込期間 | (略) |
| お申込受付日 | (略) |
| お申込受付時間 | (略) |
| 受付の中止 及び取消 | (略) |
| お申込単位 | 1万口以上1万口単位 または1万円以上1円単位 販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。申込単位は、販売会社によって異なります。 |
| (略) | |

| |
|---------------------------------|
| ファンドの基本情報 <ご換金手続き> |
|---------------------------------|

[更新・訂正後]

| | |
|---------------|---|
| ご換金受付日 | (略) |
| ご換金受付時間 | (略) |
| 受付の中止 及び取消 | (略) |
| ご解約単位 | 販売会社の定める単位 解約単位は、販売会社にお問い合わせ下さい。 |
| (略) | |

第一部【証券情報】

(6)【申込単位】

[更新・訂正後]

1万口以上1万口単位 または1万円以上1円単位

販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

| 会議名または部署名 | 役割 | 人員 |
|----------------------|--|-----|
| 運用委員会 (月1回開催) | 運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。 また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。 | 19名 |
| 運用戦略会議 (月1回開催) | ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。 | 38名 |
| システム・オルタナティブ運用部 | ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書を作成のうえ、部長および担当役員の承認を受けます。ファンドマネージャーは、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。 | 6名 |
| 投資調査部 | 国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。また、有価証券の発行体の信用リスクに関する情報の収集と調査を行います。 | 4名 |
| 運用分析会議 (月1回開催) | 運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。 | 15名 |
| 売買分析会議 (月1回開催) | 運用リスク管理の適正性に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、運用管理部及びトレーディング部とコンプライアンス部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。 | 17名 |
| 業務審査委員会 (原則月1回開催) | 運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。 | 7名 |
| コンプライアンス部 | 「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注後の検証として、主として法令及び投資信託約款に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。 | 3名 |
| 運用管理部 | 「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。 | 2名 |
| トレーディング部 | 有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。 また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。 | 5名 |

社内規程
(略)

ファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等
(略)

運用体制等につきましては、平成21年1月1日現在のものであり、変更になることがあります。

3【投資リスク】

(3) [投資リスクに対する管理体制]

[更新・訂正後]

- a 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- b 運用管理部及びコンプライアンス部は、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款(以下、「法令諸規則等」という。)に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

運用管理部及びコンプライアンス部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の指図に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用管理部が運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、主として法令及び投資信託約款に関する事項についてはコンプライアンス部が、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項については運用管理部が、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- c 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

6【手続等の概要】

<換金(解約)手続の概要>
(略)

解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。

解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(略)

2 2 5 ブル型オープン

追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型 (ブル・ベア型)

投資信託説明書 (請求目論見書)

訂正事項分

2009年3月

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

岡三アセットマネジメント株式会社

1. 225 ブル型オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 12 月 26 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 1 月 11 日にその届出の効力が発生しております。
また、金融商品取引法第 7 条の規定に基づき、有価証券届出書の訂正届出書を平成 21 年 3 月 2 日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 3 項の規定に基づき投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 当ファンドは、主に日経平均株価（225 種）先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ 2 倍程度となることを目指して運用を行いますので、買建てた日経平均株価（225 種）先物の価格の下落、組入れた国内の債券や短期金融商品の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

お問い合わせ先：岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120 - 048 - 214

受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時（半日営業日は正午まで）

ホームページ：<http://www.okasan-am.jp>

【有価証券届出書の表紙記載項目】

有価証券届出書提出日：平成20年12月26日

平成21年3月2日訂正届出

発行者名：岡三アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名：取締役社長 吉野 俊之

本店の所在の場所：東京都中央区八重洲二丁目8番1号

<届出の対象とした募集>

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

225ブル型オープン

募集内国投資信託受益証券の金額

当初自己設定額

1億円を上限とします。

継続申込期間（平成21年1月16日から平成22年4月13日まで）

1兆円を上限とします。

有価証券届出書の写し及び有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所については、該当事項はありません。

1．投資信託説明書（請求目論見書）の一部訂正理由

平成 20 年 12 月 26 日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報に訂正するため、またその他の情報について訂正すべき事項がありますので、委託会社は、有価証券届出書の訂正届出書を、平成 21 年 3 月 2 日に、関東財務局長に提出しております。これに伴い投資信託説明書（請求目論見書）の記載内容の一部について訂正を行うものです。

2．訂正の内容

有価証券届出書の訂正届出書の提出により、下記の各項目が更新・訂正されます。

第 1【ファンドの沿革】

[更新・訂正後]

平成21年1月16日 投資信託契約締結、設定、運用開始

第 2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

[更新・訂正後]

（略）

取得申込手続

（略）

- ・ 申込単位は、1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位です。なお、販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

（略）

2【換金（解約）手続等】

[更新・訂正後]

（略）

解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。

解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（略）